

**新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大防止の観点で  
大阪市立こども文化センターホール等の利用をキャンセルされた場合の取扱いについて**

令和2年2月27日

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大防止の観点でこども文化センターホール等の利用をキャンセルされた場合、大阪市立こども文化センター条例第14条第1号の規定を適用することとし、使用料を全額還付します。

還付対象となるもの： 利用日が次の期間内にあたるご利用  
令和2年2月21日(金)～令和2年3月20日(金)

事前にキャンセル手続きをしていただいた場合に、還付の対象とします。  
使用料の還付手続きなど、詳細については、下記までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

大阪市立こども文化センター

TEL:06-6460-7800 FAX:06-6460-9630

火～日:9:30～21:30(月曜日、その日が祝休日の場合はその翌日)